

議案第 36 号

栗山町介護サービス事業条例の一部を改正する条例

栗山町介護サービス事業条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。